

分として、Aさんの聴取を行うことなく、2018年1月、業務上と認定をしました。交通災害から4年半、退職してから2年が経過していました。

Aさんのうつ症状と不眠症は事故直後に発症していました。業務中の交通事故は労災であり、生死にかかわる被災体験は

被災者に心理的に強いストレスをもたらし、メンタル不調を引き起こすことも少なくありません。

事故や災害による負傷だけでなく、被災体験を通じて発症したメンタル不調もしっかりと労災認定させていく必要があります。



(東京労働安全衛生センター)

遺族が労災の不支給処分を取り消しを求めて提訴、4月14日に行われた第1回目の口頭弁論では、原告である妻の時子さんが意見陳述を行ない、その後8回の弁論が行われ、改悪された認定基準は不適切であること、竹井さんの石綿曝露は10年以上あり肺がんの発症リスクを2倍以上に高める累積石綿曝露があったこと、等を主張しました。そして2017年10月26日に結審、2018年1月30日に判決が出ました。

判決は、原告敗訴の不当判決でした。横浜地裁は、現在の認定基準を適切であるとし、石綿曝露作業に10年以上従事しても肺がんの発症リスクは2倍にならないと、原告の主張を否定しました。現在の認定基準は石綿肺がん患者を切り捨てるものです。被災者団体も強く批判しています。今回の不当判決を私たちは認めるわけにはいきません。原告側は控訴し、東京高裁で闘う決意です。私たちも全面的に支援し、勝利判決を勝ち取るまで闘います。



(じん肺・アスベスト被害者救済基金(横須賀))

## 石綿肺がん行政訴訟敗訴

神奈川●現役国労組合員の労災死亡に

現役の国労組合員であった故竹井豊さんの肺がんが労災か否かを争い、遺族が国を相手に2016年2月24日に横浜地裁に提訴、2018年1月30日に判決を迎えましたが、残念ながら原告敗訴判決となりました。

竹井豊さんは、旧国鉄大井工場でレジン制輪子(車輻ブレーキ)を削る作業に8年10か月携わり、白石綿に曝露。その後、川崎発電所(旧国鉄・JRに供給するための火力発電所)でボイラー運転手として3年6か月働き、建屋内に積もっていた石綿粉じんに曝露しました。2011年8月17日、石綿検診で異常陰影を指摘され、8月26日、JR東京総合病院で肺がんと診断され、闘病の末、2012年12月14日に54歳で死亡しました。竹井さんにはプラーク所見がなかったため死後剖検した結果、石綿小体が乾燥肺1gあたり1,065本あったので川崎南労

働基準監督署に労災申請しましたが、不支給とされました。

以前、石綿肺がんの労災認定基準は、石綿曝露歴10年+石綿小体(本数規定なし)でしたが、厚生労働省はこれを改悪し、石綿小体が5,000本ないと業務外とする認定基準にしました。竹井さんはこれにより業務外とされたのです。竹井訴訟は個別救済にとどまらず、認定基準を改めさせることもめざしています。

竹井訴訟は、2016年2月24日、

## 間接部門含め原告全員和解

香川●エタニット高松石綿国賠訴訟

日本エタニット高松工場で働き中皮腫などのアスベスト被害を受けた労働者と遺族が国に対し

て損害賠償を求めた裁判について、2月15日、高松地裁で最後の和解が成立し、終結した。

提訴は、第1次2017年4月14日、第2次5月17日。この日をもって、原告総数50名、被災労働者総数20名（うち13名死亡）のすべての和解が成立した。和解合計額は、慰謝料総額1億7,000万円に遅延損害金と弁護士費用を加えて2億7,700万円。

記者会見において「予想より大幅に遅延はしたが、内容的にはほぼ完全勝利」と弁護士団（団長・宮里邦雄、主任・古川景一）が報告した。

国は国賠和解の条件のひとつに「1958年5月26日から1971年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんに曝露する作業に従事したこと」としている。

一方、日本エタニットパイプは、局所排気装置の設置が刑罰付きで義務付けられた1971年5月に、高松工場での石綿セメント管製造を中止している。

つまり、原告らの被害は、国が規制権限を行使していれば食い止められた部分がたくさんあったということになる。

また、国は当初、石綿セメント管製造の機械を操作しない間接部門の労働者6人（倉庫、強度試験、清掃、資材や部品の調達、石綿原石入り麻袋の検数、麻袋の売却等）について、「局所排気装置の設置により被害を防げた」と言えないのではないかとの疑問を出していた。しかし、最終的にこれら6名について、局所排気装置の設置をしていれば、被害を予防できたことを認め、国の賠償責任を認めた。

これは、特筆すべき点だ。

今回、「原告全員が和解」に至った大きな要因は、高松工場閉鎖後、自主生産に取り組んだ「日本エタニットパイプ労働組合高松支部」の存在、同支部と弁護士団による継続会社のミサワリゾート（リゾートソリューション）との示談交渉、それを通じての労働者台帳等の情報の保管・蓄積、愛媛労働安全衛生センター

などの支援がおこなわれてきたことであった。

関西労働者安全センターは、愛媛安衛センター、ひょうご労働安全衛生センター、中皮腫・アสบベスト疾患・患者と家族の会四国支部とともに裁判を支援してきた。今後も共に被害者掘り起こし、元労働者や家族への支援を継続していくことにしている。

（関西労働者安全センター）

## 労働者の作業中止権限を強化

### 韓国●胎児の健康被害と労災補償

#### ■発注者の安全管理ガイドラインを作り、労働者の作業中止権限を強化

◇2022年までに労災死亡者をOECD国の平均以下に=政府は23日、閣僚会議で「産業災害死亡事故減少対策」を議決した。2022年までに、労災事故による死亡万人率を2016年（0.53）の半分（0.27）に減らすのが目標だ。OECDの平均（0.30）より低い水準に縮小する。

雇用労働部は、今年上半期に「発注者安全管理ガイドライン」を作り、公共発注機関から適用する。ガイドラインによって、公共発注工事では保護具の着用を義務化し、安全規則に2回違反した労働者は、ただちに現場から退去させる。

下請け労働者が、危険状況を公共発注庁に直接申告する危

険作業一時中止要請制度は、今年、発電会社に適用した後、来年は全公共機関に拡大する。下請け労働者が作業中止要請をして、危険な現場を発注庁に申告すれば、発注庁は現場に出動して状況を確認し、施工者に改善を求めなければならない。施工者が危険要因を除去し、発注庁が措置状態を確認した後に、作業が再開される。労働者の正当な作業中止要請を拒否したり、解雇など不利益を与えた事業主を処罰する条項として、産業安全保健法に「1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金刑」を新設する。

100大建設会社は、毎年死亡事故を20%ずつ減らすように目標管理体制を施行する。政府は、昨年50大建設会社にまで目標管理体制を施行した結果、死亡事